

メ毎年春秋大試業之後投票ヲ以テ之ヲ撰定ス

一級長更撰ノ時ニ当リ前任之者ヲ再挙スルモ妨ナントス

一級長ハ一級中生徒ノ勉業ヲ助ケ行状ヲ督正シ過失アレハ懇切

ニ忠告スルヲ以テ其任トス

一級長ハ生徒ノ能否勤惰ヲ監事ト商議シ且教場ノ事宜ヲ討論ス

ルノ権ヲ有スル者トス

一級長ハ教場ノ出入ヨリ体操散歩ニ至ル迄其級中ノ生徒ヲ纏メ

テ誘導スベシ

一級長ハ教場ニ於テ業ヲ受ルハ他ノ生徒ト同シ

一級長在務ノ者ハ相当ノ賞格ヲ附与スベシ

〔文部省往復〕明治五年甲、㊦A3〕

25 第一大学区第一番中学生徒中級長設置に付伺

〔明治五年九月二十六日〕

来ル十月ヨリ給貸法施行いたし候ニ付而ハ舎則等一層嚴重ニ致
し度仍而生徒中毎級級長ヲ置キ別紙之通り法則相定度候間至急
御評議有之候様此段相伺候也

壬申九月廿六日

第一番中学

本省御中

(朱書)

(伺之通)

印

(朱書)

〔壬申九月廿九日〕

一生徒中毎級衆望アル者ヲ挙ケ名ケテ級長トス其在務半年ト定